

水林総第 1347 号
令和 7 年（2025 年）11 月 4 日

（一社）北海道水産土木協会会長 様

北海道水産林務部総務課長

注文書及び請書による契約の締結について（通知）

このことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より、別添のとおり通知があったのでお知らせします。

〔 管理係
担当：係長 辻 真哉
電話：011-204-5454 〕

建設省経建発第 132 号
平成 12 年 6 月 29 日

最終改正 令和 7 年 9 月 30 日国不建第 81 号

各都道府県主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

注文書及び請書による契約の締結について

建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 19 条においては、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第 1 項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

しかしながら、実際の建設工事の請負契約においては、注文書及び請書の形態により契約が締結されている場合が多いことを踏まえ、この度、注文書及び請書の形態による請負契約に係る法第 19 条との関係について下記のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、十分ご留意の上事務処理に当たられますようお願いいたします。

また、貴管下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう、併せてお願いいたします。

記

1. 注文書及び請書による建設工事の請負契約を締結する場合において、次の（１）又は（２）の区分に従い、それぞれ各号の全ての要件を満たすときは、法第 19 条第 1 項の規定に違反しないものと解する。
 - （１）当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合
 - ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
 - ② 注文書及び請書には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
 - ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。

- ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、次に掲げる全ての要件を満たすときは、注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要としない（契約金額や工期等を勘案して、注文者及び請負者の双方の合意に基づき、署名又は記名押印することを妨げるものではない）。

（ア）注文者が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する「消費者」でないこと。

（イ）基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」又は「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」で示している考え方に従い、対等なパートナーシップに基づく関係にあることを相互に確認すること。

（ウ）基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、両者の間において反復継続的な取引実績が蓄積されていることを相互に確認すること。

なお、上記の要件を全て満たした上で、電磁的措置を用いて注文書及び請書を相互に交付する場合においても、建設業法第 19 条第 3 項の規定が適用されることに留意すること。

（2）注文書及び請書の交換のみによる場合

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付すること。
- ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載すること。
- ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

2. 注文書及び請書による請負契約を変更する場合は、次の（1）又は（2）の区分に従い、次の方法によることができる。

（1）当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみである場合

- ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
- ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合において、1.（1）④ただし書に掲げる全ての要件を満たすときは、注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要としない（契約金額や工期等を勘案して、注文者及び請負者の双方の合意に基づ

き、署名又は記名押印することを妨げるものではない)。

なお、当該要件を全て満たした上で、電磁的措置を用いて注文書及び請書を相互に交付する場合においても、建設業法第 19 条第 3 項の規定が適用されることに留意すること。

(2) 当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合

- ① 当該変更の内容を書面に記載すること。
- ② 署名又は記名押印をして相互に交付すること。